

北空知障がい者支援センターあっぷる（指定特定相談支援事業）
重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0164-22-1798（9：30～17：00）
担当 相談支援専門員 青柳 あゆみ

2. 北空知障がい者支援センターあっぷるの概要

（1）指定番号およびサービス提供地区

事業所名	北空知障がい者支援センターあっぷる
所在地	〒074-0003 北海道深川市3条18番36号
事業所指定番号	0137400347
通常の事業実施地域	深川市 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町

（2）職員体制

	資 格	常 勤	業 務 内 容
管理者	精神保健福祉士 社会福祉士	兼務1名	
相談支援専門員	相談支援専門員	常勤専従 1名	
相談支援専門補助員 （計画相談支援補助に従事する者）		非常勤専従 1名	

（3）営業時間

月曜日 ～ 金曜日	9：30～17：00
-----------	------------

※ただし、電話のご相談は、24時間いつでもお受けいたします。

3. 相談支援の申し込みからサービス計画と障害児利用支援計画（以下「サービス等利用計画」という。）の提供までの流れと主な内容

（1）サービス等利用計画の作成

＜対象者＞サービス等利用計画作成は、指定計画相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）を受ける利用者（以下「利用者等」という）が対象者となります。

- ① 新たに、障害福祉サービスを利用するため、サービス等利用計画を作成する者。
- ② 現在利用している障害福祉サービスから、サービス内容の継続及び変更が必要な者。

- ③ 指定地域相談支援を利用し、障害福祉サービスの利用のため、サービス等利用計画を作成する者。

ご契約者のご家族等（利用しているサービス事業所等を含む）を訪問して、ご契約者の心身の状況、おかれている環境等を確認した上で、障害福祉サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下、「障害福祉サービス等」といいます）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。また、障害福祉サービスの支給申請をご希望される場合には、申請等を代行いたします。

＜サービス等利用計画の作成の流れ＞

- ① 契約者及び家族等の希望並びに契約者について把握された解決すべき課題に基づき、サービス等利用計画の原案を作成します。
- ② 事業者は、障害福祉サービス等の担当者を招集して、「サービス担当者会議」を開催し、サービス等利用計画の原案に専門的見地からの意見を求めます。
- ③ サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等について、自立支援給付の対象の有無を区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及び家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- ④ サービス等利用計画の作成後も、契約者及びその家族等、障害福祉サービス事業者等と継続的に連絡を取り、サービス等利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

（２）サービス等利用計画の実施状況の把握作成後の便宜の供与

- ・ ご契約者及び家族等、障害福祉サービス事業者との連絡を継続的に行い、サービス等利用計画の実施状況を把握します。
- ・ サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご契約者の意見を踏まえて、障害支援区分認定の更新申請等に必要な援助を行います。

（３）サービス等利用計画の変更

ご契約者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

（４）障害者施設への紹介

ご契約者が居宅等において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が障害者施設への入所を希望する場合には、障害者施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

4. 利用料金

(1) 利用料

＜指定計画相談支援等給付費の料金＞

・利用者本人又は扶養義務者の収入に応じ市町村長が示された額(サービス費用の一割負担)を、お支払いいただきます(定率負担または利用者負担といいます)。

・定額負担または利用者負担額の軽減などが適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご覧ください。

ただし、市町村より指定計画相談支援対象者と認定された場合、自立支援給付から 全額給付されますので自己負担はありません。

(2) 指定計画相談支援給付対象外サービス内容の料金

サービスの種類	サービスの内容	金 額
その他	・ 指定計画相談支援提供記録等の複写代 ・ 写真代	10円 実費

(3) 交通費

通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問する場合、下記の通り御負担頂きます。事業所から、10キロメートルにつき、400円とする。

5. 指定計画相談支援等の利用法

(1) 指定計画相談支援等の利用開始

当事業所の職員がお伺いし、利用者へ指定計画相談支援等の利用についての説明をおこないます。契約を締結したのち、指定計画相談支援等の提供を開始します。

(2) 指定計画相談支援等の終了

① お客様のご都合で指定計画相談支援等を終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合で指定計画相談支援等を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、指定計画相談支援等の提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書でご通知させていただくとともに、地域の他の相談支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

サービス等利用計画作成費の支給が取り消されたときは、自動的に指定計画相談支援等を終了いたします。

④ その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の相談支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座に指定計画相談支援等を終了させていただく場合がございます。

6. 事業の運営方針

- (1) 当事業所相談支援専門員は、利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行います。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者等から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、保健所、相談機関、他の指定特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等との連携に努めます。

7. 指定計画相談支援等の内容に関する苦情

利用者からの苦情に関する常設の窓口として、社会福祉法第82条の規定により、お客様よりの相談（苦情）に適切に対応する体制を整えております。

・担当者

苦情受付担当者 — 北空知障がい者支援センターあつぷる
サブリーダー 青柳 あゆみ
苦情解決責任者 — 北空知障がい者支援センターあつぷる
センター長 石塚 秀樹
苦情解決委員会 — 第三者委員会（地域の有識者）
電話番号 0164-22-1798

・苦情が解決されない場合は、下記の行政機関に申し立てすることが出来ます。

◎深川市 健康福祉課障がい福祉係

電話番号 0164-26-2152

◎運営適正化委員会（北海道社会福祉協議会内）

電話番号 011-241-0683

8. 虐待の防止のための措置

事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じます。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定【虐待防止責任者】

北空知障がい者支援センターあつぷる センター長 石塚 秀樹

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

9. その他

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

_____ 契約をする場合には以下の確認をすること _____

令和 年 月 日

指定計画相談支援等（サービス等利用計画作成）の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明をしました。

事業者

<事業者名> 北空知障がい者支援センターあつぷる

<住 所> 北海道深川市3条18番36号

<説明者氏名> _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定計画相談支援等（サービス等利用計画作成）についての重要事項の説明を受けました。

利用者

<住 所>

<氏 名> _____ 印

(代理人)

<住 所>

<氏 名> _____ 印